

【第3回意見交換会】(質問・要望事項)

北海道行政書士会

① 質問内容:

本年に入り、全国的に在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請の手続きに日数を要していると報道されていますが、札幌出入国在留管理局においてはどのような状況になっておりますでしょうか。特に、「技能実習」から「特定技能」への在留資格変更許可が遅れているため、稼働できない外国人が多数許可待ちの状況にあり、生活に支障をきたしているとのことです。また、これまでより審査に時間がかかるため、申請人等から「どうなっているのか?」などと審査の進捗状況を聞かれています。

審査遅れが生じている原因は何であり、それに対する解決策は何かあるのでしょうか。ご説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【回答】

○ 全体

札幌局においては、在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請に係る申請受理から審査結果の決定までの期間は、2022年に比して、むしろ早くなっているため、御質問いただいている「審査遅れ」の状況にはないと認識しています。

全国的に、各種申請の件数は増加の傾向にあるところ、申請内容や提出資料に問題がない案件については、可能な限り標準処理期間内での処理に努めておりますが、個別の案件において、事案内容又は追加資料の提出の状況等により、標準処理期間内での処理とならないケースがあります。

○ オンライン

同上

○ 資格別

(特定技能)

在留資格変更許可申請に係る標準処理期間については、2週間から1か月であるところ、現状、申請内容や提出された資料に不備がない案件については、可能な限り標準処理期間内での処理を行っています。

また、追加資料を要する案件等の一部案件を除き、特定技能に係る在留資格認定証明書交付申請において手続終了までに標準処理期間の3か月を超える状況にはありません。

審査に時間を要する場合については、その主たる要因としては、提出書類の不備等が挙げられるところ、現状できる限り早期に追完依頼を行うことで審査期間短縮に努めています。

(技能実習)

追完資料を要する案件等を除き、審査において標準処理期間を超えることは原則ありません。

② 質問内容：

各種在留申請の審査状況について伺います。

2023年3月以降、札幌入管局における各種申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請など）の審査にかなり時間を要するようになり、特に在留資格認定証明書交付申請は申請から手続き終了まで3カ月以上かかる状況が続いていると思われますが、手続の種類や対象となる在留資格によって審査期間に差があるのか否か、現状についてご教示願います。

【回答】

手続の種類や対象となる在留資格ごとの審査に要する時間につきましては、各種在留資格ごとに審査要件や提出書類等が異なることから、審査期間に差が発生することもあります。

なお、平均的な審査期間につきましては、当庁ホームページで案内している標準処理期間において公表しております。

③ 質問内容：

在留申請オンラインシステムの利用状況について、札幌入管局における申請に占めるオンライン申請の割合を教えていただきたいと思います。また、オンライン申請と窓口申請で審査に要する期間に差があるのか、現状についてご教示願います。

【回答】

オンライン申請の性質上、当局での割合を集計することができません。

全国におけるオンライン申請の比率は、令和5年9月時点ですべて約19%となっています。

なお、オンライン申請と窓口申請での審査に要する期間については、一概にはお答えできません。

④ 質問内容：

外国人の永住許可申請に関し、「2025年にもオンライン申請可能に」という報道があります（2024年度概算要求に永住手続のオンライン化の必要経費を計上する。）が、現時点でき公表できるものがあれば、現状についてご教示願います。

オンライン申請するにあたり、永住許可申請できない者（在留歴10年に満たない者や在留歴10年のうち就労資格もしくは居住資格への在留資格変更許可後5年以上に満たない者など）についても、申請はできるのでしょうか。こちらにつきましても、現状についてご教示願います。

【回答】

報道にある永住許可申請のオンライン化については、2024年度における予算概算要求を含め、本庁において検討しているものと承知しております。

なお、オンライン申請については、申請をオンラインで認めるものであり、オンライン申請についてのみ審査の要件が変更（緩和）されるものではありません。

(5) 質問内容：

在留申請オンラインシステムの不具合について質問がございます。

オンラインシステムの各種不具合(①一時保存ができない。②申請情報を入力した後は、申請前であっても訂正できない。③資料を添付すると、申請前でも削除できない。④「一括入力テンプレートファイル」を使って申請情報を入力し、エラーが出ても、エラーの内容を特定することができない。⑤添付書類の容量が10MBに制限されている、など)について、現時点での改修の予定がありますでしょうか、改修予定があれば、時期の目途についてご教示願います。

【回答】

この場で御案内できるシステムの改善等の予定はございませんが、本庁においては随時システムの改善等を検討していると承知しています。

⑥ 質問内容：

実例の話ですが、都会のある専門学校（特にIT系）に在籍する留学生が、卒業後に就職する際に、派遣事業者に登録して就職先を探しました。

大規模局では受入れ先事業所を充分に調査しなかったと思われますが、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に変更許可したと思われるケース（ITの能力を生かせない職場でも許可された）がありました。

そして、受入れた地方の事業所では、当該留学生を職務内容がIT技術とは全く関係のない現場作業に従事させていましたが、在留期間更新許可申請に際して、当該事業所における職務内容が適当でないことから在留期間更新が不許可になってしまい、当該外国人がそのまま不法残留となっているようです。

派遣事業者の問題もありますが、留学生が就職先事業所とのミスマッチが考えられるにもかかわらず、受入れ先事業所の職務内容を充分調査していれば、このような問題が発生しなかったと考えられると思われます。

札幌出入国在留管理局においては、留学生の就職による在留資格変更許可申請に際しては、受け入れ先事業所の職務内容の精査をどの程度されていますでしょうか。ご教示願います。

【回答】

個別の事案については、特定が困難であり回答はできませんが、一般論として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」においては、従事しようとする業務が一定以上の学術上の素養を要する業務であることが求められ、当該業務と大学等又は専修学校において専攻した科目が関連していることを要件としているため、そういう観点から、審査の中で、派遣先における業務内容を確認しています。

⑦ 質問内容：

特定技能制度がスタートして来年（令和6年）には6年目になりますが、「特定技能1号」は通算で上限5年まで在留できることとなっています。来年4月以降、最大5年間を終了する特定技能外国人が繰々発生することになります。多くの特定技能外国人及び雇用している所属機関が在留の継続・延長を希望していると思われますが、それに対応する解決策がどのようにになっているのか、その内容についてご教示願います。

【回答】

御認識のとおり、特定技能につきましては来年で6年目になりますので、特定技能1号で在留可能な5年目を迎える特定技能在留外国人が順次発生することになりますところ、令和5年6月9日の閣議決定により、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する指針（分野別運用方針）の変更が行われ、特定技能2号の対象分野が11分野に拡大されました。今後は、分野所管省庁において順次特定技能2号の試験を実施する予定であり、特定技能1号から特定技能2号へと移行する特定技能外国人が増えると思われます。

⑧ 質問内容：

「留学」の在留資格から「特定技能1号」への在留資格変更許可申請は認められていますが、ワーキングホリデーとしての「特定活動」は「特定技能1号」への在留資格変更が認められていません。

在留資格「特定技能1号」に係る在留資格認定証明書を添付して在留資格変更許可申請をした場合、申請が許可されることがあるのでしょうか。また、国籍によって異なる対応になりますでしょうか。ご教示願います。

【回答】

「特定活動」（告示5号）（ワーキングホリデー）については、協定等により在留資格を変更することができないとされている国・地域の者である場合には原則として他の在留資格への変更が認められないため、在留資格認定証明書交付申請を行う必要があります。

上記国・地域の申請人が「特定活動」（告示5号）（ワーキングホリデー）の在留資格をもって本邦在留中に在留資格「特定技能1号」に係る在留資格認定証明書交付申請を行い、同人が本邦在留中に当該在留資格認定証明書が交付された場合、その在留資格認定証明書の交付事実をもって在留資格変更許可申請が許可されることがあります。

なお、在留資格認定証明書を付した在留資格変更許可申請に係る対応について国籍による差異はありません。

⑨ 質問内容：

出入国在留管理庁ホームページに掲載されている記事「特定技能への移行を希望する留学生の皆様へ」の中で、《留学生の方が特定技能への在留資格変更許可申請を行う際の留意点》として、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行うに当たり、国税・地方税、国民健康保険税、国民年金の保険料の納税・納付状況について確認できる資料の提出が必要となり、申請を行う前に、あらかじめ納税・納付義務の履行を行うようにしてください、とあります。

留学生が公的義務の履行をしていないことをもって消極的評価を受け、申請が許可されないことがあると、理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。

【回答】

在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請に係る審査は、申請人が適切に在留資格に係る活動を行えるか（在留資格該当性）、上陸基準省令や特定技能基準省令に定められた各種の基準に適合するか（基準適合性）の判断に加え、これまでの在留状況等を踏まえて変更や更新を認めるべき相当の理由があるかを個別に審査することとなることから、御質問いただいた内容のみをもって申請を許可しないという判断となるか否かについて回答することは難しいですが、特定技能に係る在留資格変更許可申請については、特定技能外国人受入れに関する運用要領（34 ページ以下）に記載しているとおり、公的義務の不履行があった場合は原則として消極的に評価することとなります。

この点、審査過程で未納が発覚した場合には、納税（付）義務を履行するよう助言・指導することとなり、審査に時間がかかることから、御指摘のページにおいて申請前に公的義務を履行するよう案内しています。

なお、審査過程で未納が発覚した場合、各公的義務を所管する窓口に相談するよう指導の上、期限を設けて納税（付）義務を履行するよう助言・指導することとなります。法定の納税（付）緩和措置を受けていることが確認できた場合は公的義務を履行しているものと取り扱っています。また、公的義務不履行がある場合で、申請人が当該義務を履行する意思を有しているものの、在留期限内（特例期限含む。）に当該公的義務を履行できない特段の事情がある場合には、次回申請までに義務を履行する旨の誓約書（参考様式1-26号）を提出いただくことで、今次申請に限り公的義務の不履行があるとは扱いません。この場合において、次回申請で公的義務が履行されていなかった場合には、申請が許可されないこととなりますので、留意願います。

なお、参考様式の1-26号様式を提出した申請人については、次回の在留期間更新許可申請の際、公的義務の履行状況について確認することとなっており、仮に公的義務を履行していない場合には更新が許可されないこととなるため注意が必要です。

⑩ 質問内容：

札幌入管局審査部門の待合室に設置されている申請人の利便に供されている申請取次行政書士等の名簿は、どのくらいの頻度で修正や訂正がなされておりますでしょうか。現状についてご教示願います。

【回答】

同名簿の窓口への備付けについては、日本行政書士会連合会及び北海道行政書士会から名簿を受領する都度、差し替えを行い、窓口に備え付けています。現在の名簿は、全国版、道内版とともに令和5年1月1日現在のものです。